

■■■ Mac24 電子カルテのお客様へ ■■■

厚労省 22 年度 10 月改定で 新たに【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】を創設

・施設基準を満たしている医療機関がオンライン資格確認マイナンバーにより情報を取得等した場合には、【医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2】(1か月に1回・2点)を算定することになります。

・通常の保険証を利用した場合には【加算 1】のが初診料に上乘せられるため、3割負担の場合の患者負担増は「12円」(4点×10円×0.3)となりますが、マイナンバーカードの保険証利用をする場合には【加算 2】の2点が診療に上乘せられるため、患者負担増は「6円」(2点×10円×0.3)が算定されます。

・電子カルテでは【医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1】が自動算定されます。

マイナンバーカードの保険証利用患者様の算定は、自動算定された【加算 1】を「D」項目にし、【医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2】を算定してください。

施設基準を満たす医療機関 (オンライン資格確認導入医療機関)1か月に1回	
通常の保険証利用＝ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算1	4点
マイナンバーカードの保険証利用＝ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算2	2点

厚労省 22 年度 10 月改定で オン資加算で初診時間診票の標準的項目を提示しました

・「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」は、オンライン資格確認の運用医療機関において、初診時に患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を評価する

通常の保険証利用では4点(加算1) マイナ保険証利用では2点(加算2)が算定されます。

オンライン資格確認システムの運用や院内掲示・初診時間診などの施設基準を満たせば、届出なしで算定できる。

・厚労省 HP より問診サンプル 【別紙様式 54】 mhlw.go.jp/content/12404000/000985121.pdf

厚労省が示した初診時間診票の標準的項目は、

①マイナ保険証による診療情報取得に同意したか、

②他院からの紹介状を持っているか、

③本日受診した症状について、

④現在、他院に通院しているか、

⑤現在、処方されている薬があるか、

⑥この1年間で健診を受診したか

ーなど全9項目。

マイナ保険証利用でオンライン資格確認等システムから診療情報を取得した場合は、⑤、⑥の記載を省略できる(22年9月上旬現在の状況に基づく。薬剤情報は直近1カ月以内の処方薬を除く情報のみ省略可能)。

上記の問診項目とは別に、

▶マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関であること、

▶より正確な情報を取得・活用できるようにマイナ保険証を積極的に利用してほしいこと—についての記載も求められる。

厚労省 22 年度 10 月改定 後期高齢者の窓口負担割合の変更等(令和3年法律改正について)

・自己負担割合が「2割」となる方の急激な自己負担額の増加を抑えるため、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間は、外来医療の自己負担増額の上限を1か月あたり最大3,000円までとなります。

詳しくは厚労省 HP をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/newpage_21060.html

・電子カルテにて後期高齢者保険証を確認し、1割・2割・3割を選択してください。電子カルテは自動計算します。

■ 8 月の配布マスター

9/12 配布：診療マスター

新規：	180件一部抜粋	点数
111015370	(選)病床数が200以上の病院初診(200点減算)	200
111015970	医療情報・システム基盤整備体制充実加算1(初診)	4
190273510	看護職員処遇改善評価料1	1
削除：	18件一部抜粋	点数
111015170	電子的保健医療情報活用加算(初診)	7
111015270	電子的保健医療情報活用加算(初診)(診療情報等の取得が困難等)	3
112024610	電子的保健医療情報活用加算(再診)	4

※注
オン資格導入後の医療機関様は自動算定されていた加算が変更されます

※お願い 9月末に10月改正のプログラムをリリースいたします。

電子カルテ起動時に「同期」の表示がされた場合は画面の表示に従って「同期」の操作をお願いします。

株式会社 マクロスジャパン メディカル事業部

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町10-16 MYARK 日本橋ビル 8F

TEL：03-3666-6767(代) 03-3666-7171(サポート専用)

FAX：03-3666-6711 E-mail：support@macros.co.jp

Web site：<https://macros.co.jp>